

**CDS取引に係る当初証拠金制度の見直しに伴う  
CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について**

**I. 改正趣旨**

CDS清算業務に係る当初証拠金のうちショートチャージの算出に関するパラメーターを必要に応じその都度適切に見直すことを目的として、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

**II. 改正概要**

- ・ 当初証拠金のうちショートチャージの算出において売超過が最も大きい参照組織の当該売超過に乗じる比率について、当社が公示により定めることとする。

(備 考)

- ・ CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い別表2第1項b

**III. 施行日**

2016年8月31日から施行する。

以 上

## CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表2 当初証拠金所要額の算出方法</p> <p>1 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額  清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座ごとに、次の計算式により算出される額の合計額とする。ただし、当社が市場環境を踏まえ必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。なお、計算式における用語の意義は、次の a から f までに定めるとおりとする。</p> <p>清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額  ＝当初証拠金基礎基準額＋ショートチャージ  ＋ビッド・オファーチャージ＋クレジットイベント証拠金＋シングルネーム証拠金＋ショートチャージ（自己参照分）</p> <p>a （略）</p> <p>b ショートチャージとは、各自己取引口座の清算約定について、参照組織ごとの売超額（売り手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額から買い手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額を控除した額をいう。ただし、当社が公示により定める場合には、2003年版清算約定以外の清算約定に係る当該額をいう（当該参照組織の信用力について相当悪化したと当社が公示により定める場合又は清算参加者から当社に要請があった場合において、当社がリスク管理の観点から必要と認めるときに限る。）。）が最も大きい参照組織について、当該参照組織の売超額に <u>当社が公示により定める比率</u> を乗じた額をいう。ただし、当該参照組織についてショートチャージ（自己参照分）が適用される場合には、ショートチャージの額は0とする。</p> <p>c～f （略）</p>	<p>別表2 当初証拠金所要額の算出方法</p> <p>1 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額  清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座ごとに、次の計算式により算出される額の合計額とする。ただし、当社が市場環境を踏まえ必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。なお、計算式における用語の意義は、次の a から f までに定めるとおりとする。</p> <p>清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額  ＝当初証拠金基礎基準額＋ショートチャージ  ＋ビッド・オファーチャージ＋クレジットイベント証拠金＋シングルネーム証拠金＋ショートチャージ（自己参照分）</p> <p>a （略）</p> <p>b ショートチャージとは、各自己取引口座の清算約定について、参照組織ごとの売超額（売り手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額から買い手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額を控除した額をいう。ただし、当社が公示により定める場合には、2003年版清算約定以外の清算約定に係る当該額をいう（当該参照組織の信用力について相当悪化したと当社が公示により定める場合又は清算参加者から当社に要請があった場合において、当社がリスク管理の観点から必要と認めるときに限る。）。）が最も大きい参照組織について、当該参照組織の売超額に <u>0.8</u> を乗じた額をいう。ただし、当該参照組織についてショートチャージ（自己参照分）が適用される場合には、ショートチャージの額は0とする。</p> <p>c～f （略）</p>

2 (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成28年8月31日から施行する。